

立山室堂について —建造物の視点から—

米原 寛*

はじめに

立山の室堂とは、立山連峰の主峰雄山の直下の室堂平に、立山禅定者の参籠宿泊に供する為に建設された一大屋舎であった。禅定者の参籠宿泊に供する「室堂」は、石川県・岐阜県・福井県にまたがる白山にもあるが、標高・規模において立山の室堂はわが国第一の“山小屋”であった。

「室堂」とは、その名のとおり、「室」と「堂」との役割を合わせもったものであり、「室」とは屋内、部屋、転じて宿泊所という意味があり、「堂」とは、御堂（みどう）などといわれるように宗教施設であった。しかし、明治維新の神仏分離令により、立山も神道の山となり、仏教的色彩が払拭され、「室堂」も「室所」と変更し、宗教的色彩がなくなり、単なる宿泊所となったことから了解できよう。

1 「室堂」の創建について

さて、この室堂の創建はいつごろであろうか。文献を見るかぎり、加賀藩「寺社来歴」の岩嶺寺由来書に「一、従玉泉院様、元和3年（1617）に峯の室堂御再興被為成候」¹⁾とあるのが室堂の建設に関する最初の記録である。しかし既に天正11年（1583）8月の佐々成政の岩嶺寺坊寄進状²⁾に、立山衆徒23人の一人、岩嶺寺衆徒、本願園林坊の名の右肩書に「室堂」の名があり、管見するかぎり「室堂」の名が記された最初の文献である。

さて加賀藩主前田利長夫人玉泉院は元和3年に室堂を再興したという。再興であるからには当然それ以前に建設され、荒廃したということ物語っている。そして佐々成政の寄進状の宛名に見える「本願園林坊」の肩書として記されている「室堂」は、当時の岩嶺寺の宿坊と同様の意味を持つものであり、「本願園林坊」は「室堂」の所有者あるいは管理人であったと考えられる。またこの寄進状の本文に「就中立山之儀、従神代依

* 富山県 [立山博物館]

無其陰、諸堂建立并祭礼、如先規可被入精之趣」とあり、この「諸堂」には、「立山寺」の諸堂の他に立山山頂の峯本社やその礼拝所としての役割を果たしている「室堂」も含まれていると考えられなくはない。とすれば天正11年当時には「室堂宿坊」を主張する建物が一応の形をなしていたと推測される。「宿坊」とは、周知のとおり、寺院であり、宿屋であり、民家でもあった。従ってこのころ既に「室堂」は「宿泊所」と「寺院」の両機能を有していたということになる。

現在、直接的に「室堂」の創建について言及できる文献・資料は残念ながら管見できないが、鎌倉時代の中頃に編纂されて「伊呂波字類抄」に、立山のかつての堂塔伽藍についての興味ある事実を伝えている。

「大河より南、莖勢の建立三所、上は本宮、中は光明山、下は法恩寺、慈興上人の建立は大河より北三所、上は芦畷寺根本中宮、横安楽寺、また高禪寺、また上叡山の頂、禪光寺千柿なり、下は岩畷寺今泉なり、鶯駁殿は温岐蓮台上人の建立、園城寺胎蓮上人の建立、件の寺は一王子真高権現、これに依て康和元年、草堂を造る」と記している³⁾。

文中の「建立」とはいわゆる山岳寺院の「建立（こんりゅう）」であり、開基と建物の建設の両方の意味を合わせもっている。それに対して「造る」とはどちらかといえば物理的な建物の建設をいうのであり、その意味で「草堂を造る」は、峯本社の礼拝所としての「室堂」の建立を示唆するものと考えても大きな誤りではないと思う。

さらにここで推測を加えると、「室堂」の前身は、室堂の位置から約200mほど離れたところに、雄山山頂に向かって開いている岩窟——この岩屋は二つあり、江戸時代の中ころには「玉殿の窟」と称していた——であろう。この岩屋は、これまでの発掘調査によれば、遺物の状況から既に平安時代の終わるところから修験者や行者の修行の場であり宿泊の場として利用されたことは想像に難くない。こうした岩屋がしだいに禅定者の雨露を凌ぐ岩屋となり、宿泊する岩屋として利用されるようになり、やがて窟から程近い平らの地に小さな木造の小屋を建て、「草堂」が室即ち室堂として利用されるようになった。その時期は、立山に多くの修験者が登拝した室町時代のある時期と推測される。岩窟（岩屋）——岩室——室堂といった過程を経て江戸時代の「室堂」に発展していったものと思われる。

ところで文献上では確認されていないが、元和3年の「再興」という文言から、室堂の創建は中世にまで遡ることは確実であり、この点に関しては、立山町が平成5年に実施した発掘調査によって15世紀末頃には小規模な建物が建立されていたことが判明している。

室堂の建物の建立と直接的に関わりがあるかどうかは分からないが、発掘調査によって、12世紀中頃から14世紀にかけて、土師を主体とした遺物が増加し、虚空蔵窟から出

土した北宋銭や地獄谷で確認された14世紀に遡ると考えられる宝篋印塔や青石地蔵などの石造物、雄山三の越から採集された12～13世紀の珠洲経筒破片などの遺物から、12世紀ころから室堂平とその周辺での僧や修験者の宗教活動が活発化しはじめ、14世紀までに盛んとなっていたこと、また雄山への登拝も遅くとも13世紀頃までに行われていたことが推察できる⁴⁾。

従って、峯本社の建立が、雄山山頂から発見された大永4年在銘の金銅製法華経納経札から16世紀の半ばころまでにさされており、室堂も程なく建立されていたことは容易に推察できるのである。

さて「室堂」の再建や修理は、加賀藩の「御普請」工事であり、御作事奉行の管理のもとにおこなわれていた。宝暦2年(1752)の棟札によると、「越中国立山大権現諸参詣之室堂再興」は、願主が加賀藩主である「菅原(前田)中将重熙卿」、御作事奉行は馬淵嘉右衛門源愛定・伊藤八郎右衛門藤原勝久の両名、御再興奉行が馬場傳兵衛勝原・岩原五右衛門の両名、御大工即ち棟梁が渡部伊左衛門、御大工頭が篠田覺右衛門藤原正武・安田吉郎右衛門源勝美・渡部伊左衛門源政美の3名であった⁵⁾。

2 「室堂」の建替え

室堂の再建は、元和3年であることは、加賀藩資料で明らかであるが、その後の再興や修復については、管見資料にみる限り次のとおりである。

- ・享保11年、「北室」が加賀藩によって再建された⁶⁾。
- ・宝暦2年、加賀藩によって再建された⁷⁾。
- ・明和8年、「南室」が加賀藩によって再建された⁸⁾。
- ・文政9年、この頃、宝暦2年に再興された1棟が廃絶した。(川上貢氏の見解「御修復物語書上帳」に「室堂三つ、うち一つ中絶」とある⁹⁾。
- ・嘉永5年、室堂(南北どの室堂か不明であるが)が銀51匁で修復している¹⁰⁾。
- ・安政2年、「室堂、戸締まり・雨戸が無く、屋根、柱根が朽腐し大破至極に付き、」岩嶽寺修理を願い出、加賀藩作事奉行御手合より見分があった。修復用の材木を伐りだした¹¹⁾。
- ・安政4年、岩嶽寺、安政2年に願い出、海防費多額の為延期された修理を再度願い出た¹²⁾。
- ・安政5年、岩嶽寺、材木伐り出しなどについて再度願い出る¹³⁾。

この修復は一応聞き届けられ、材木も搬送されたが、御改正(明治

維新) となり、実際には修復がなされないまま放置されていた。

- ・ 明治 2年、御改正によって室堂の管理が岩峯寺・芦峯寺の神職にまかせられた¹⁴⁾。
- ・ 明治 7年、岩峯寺・芦峯寺の神職、室堂修理の為の材木の払い下げを富山県に願いでた¹⁵⁾。
- ・ 明治 9年、室堂(南北両室堂)の建物及び設備一切を岩峯寺・芦峯寺の神職に払い下げられた¹⁶⁾。

正徳2年(1712)に刊行された「和漢三才図会」には「室堂四間五間、三棟」とあり、正徳の頃は三棟の堂があったことがわかる。その後享保11年(1726)・宝暦2年(1752)・明和8年(1771)にそれぞれ再興され、文政の頃に宝暦2年に再興された棟が廃絶し、残り2棟となった。この2棟について、北側の棟を「北室」、南側の室を「南室」と称していたのである。江戸時代後期に記された「加越能寺社方普請所附」¹⁷⁾には「室堂三つ、行間五間、梁間四間、柿葺、長二尺五寸、厚二寸五分」とあり、「和漢三才図会」の規模にも合致している。このことは、立山町の発掘調査でも確認されている¹⁸⁾。なお、元和3年に再興された「室堂」1棟は、解体調査によれば二間×三間の規模であった。

3 「室堂」の役割

3.1 宿泊所としての役割

「室堂」は、その立地からして、峯本社へ登るための休憩地及び宿泊地であり、また宿泊してみくりが池やみどりが池、地獄谷など室堂平周辺を巡拝する拠点であることは昔も今の変わらない。そして、江戸時代には、「立山室堂ニおゐて人別相調理候先前より之帳面など有之、往古より之旦那帳と申立候、室堂調理帳を以て、何年何月何日ニ当家何と申者参詣仕」¹⁹⁾。と記され、岩峯寺衆徒によって立山に登拝する人々の人別を調査する地点でもあった。

さらに「室堂」は、「立山の記」に「巳ニ日、昧ニ垂シテ室堂に至ル、是レ登山ノ者総テ宿ニ投ズル処ナリ」²⁰⁾、十辺舎一九の「諸国道中金の草鞋」には、「むろどうよりさんちょうへおよそ一り、さんけいの人みなここに志ゆく(宿)するところなり」などと立山に登山した文人の紀行文にもた度々記されているように、立山に登拝する人々の宿泊所であり、「巳ニ投宿ノ者、堂ニ満ル」(「立山記」と記され、大抵は登拝者で満員であったようである。宿泊の様子については、富山藩士野崎雅明は「立山ノ記」で次の

ように記している。

「老生、山陝ヲ攀ヂテ疲倦甚シ、早ク牀ニ就イテ睡ラント欲スレド、即チ衆客ノ言語紛囂喧殺ス、又、中宵擬寒、肌ヲ侵シ、綿ヲ重ネテ猶、火ニ附カンコトヲ欲ス、終ニ睡ヲ成シ難シ」

客の喧騒と夜中の寒気にはとても耐えられなかったそうである。文化9年(1812)の夏6月26日のことである。

天保11年(1840)6月に立山に登った富山藩校廣徳館の教授大塚敬業の記した「登立山記」にも宿泊の様子を次のように記している。

「至室堂而宿焉、堂有兩屋、各可容三十席、上置佛軀、有僧護之、設地(置)炉及釜、尊者相頼炊飯、人無土民之別、宿者填滿、各不容安寝、夜寒殊甚、戸外為厠、便溺滿地、臭氣可惡、衆人雜踏疲倦而睡」

二棟の堂に、それぞれ30人ずつの60人が、身分の別なく、いまでいうならば雑魚寝の状態、夜間の寒さと戦いながら昼間の疲れでまどろむように寝るのが室堂に投宿する者の実態であった。便所も、室堂が神聖な場所柄であるとして、内に設けず、戸外に自然排便の状態であり、その臭気とも戦わなければならなかったのである。

宿泊所としての「室堂」には、「炊屋(かしき)」とも称され²¹⁾、登拝者に対する食事の世話がなされた。登拝者の食事の世話は、彼らを案内してきた、岩嶺寺、芦嶺寺の宿坊の「尊者」、「中語」に頼むことでまかなわれた。炊事・食事の道具については、金沢浄安寺心脊頓口、同所極楽寺覺誉利寛、同所妙慶寺向誉唱阿の記した「奉納越之中州立山絶頂寶蔵一軸」と名づけられた奉納帳に、鍋・飯器・椀・湯釜等の類が数多く奉納されている²²⁾。

ここで奉納帳に記載された奉納品の中から什器について列挙しておくこととする。

一 銀三拾目 室堂道具料	願主	金沢野町	善左衛門
一 鍋三ツ室堂寄進		加州金沢	下堤町之住
一 拾匁 室堂		武州多麻郡野口村	大蓮者正誉忠源
		同国同所	法誉 無外義忍
一 銀百目 室堂筵料		加州大乘寺	月舟和尚
一 室堂飯器 六十二			木村與兵衛
			長左衛門
一 同 五ツ		坪野村	源左衛門
一 御供器櫃共		木や	四郎右衛門
一 同		塗師屋	半右衛門

一 御酒樽	宮路村中
一 小鍋七つ	金や 五兵衛
一 同 七つ	呉服や 孫右衛門
一 銀三拾目 室堂へりとり料	加州金沢 桃雲寺
一 銀三拾目 室堂道具料	金沢八坂 安楽寺
一 鍋三つ 室堂寄進	加州金沢 下堤町之住
一 鍋一つ 同寄進	越中富山 町人
一 椀六束 室堂江	富山赤物屋 吉兵衛
一 貳ツ 鍋貳升たき 室堂寄進	西番村 甚左衛門
一 貳ツ 鍋 寛政七年	東海老坂村 上坂文三郎
一 貳ツ 鍋三升 寛政八年五月	金屋本郷邑 孫三郎
一 室堂鍋五ツ	加州金沢 吉川一左衛門
一 堂椀数十人前	礪波郡戸出村 竹村屋茂兵衛
一 室堂椀	放生水 (津) 高寺屋
一 室堂大釜七ツ	越前国府中京町
	小問物屋 長 吉
一 鍋五ツ	越後頸城郡福島村 関根新左衛門
一 湯釜七ツ 室堂奉納	江州大津屋百姓町 絹屋治良兵衛
一 室堂椀 五十人前	尾州知多郡 半田講中

3.2 宗教施設としての役割

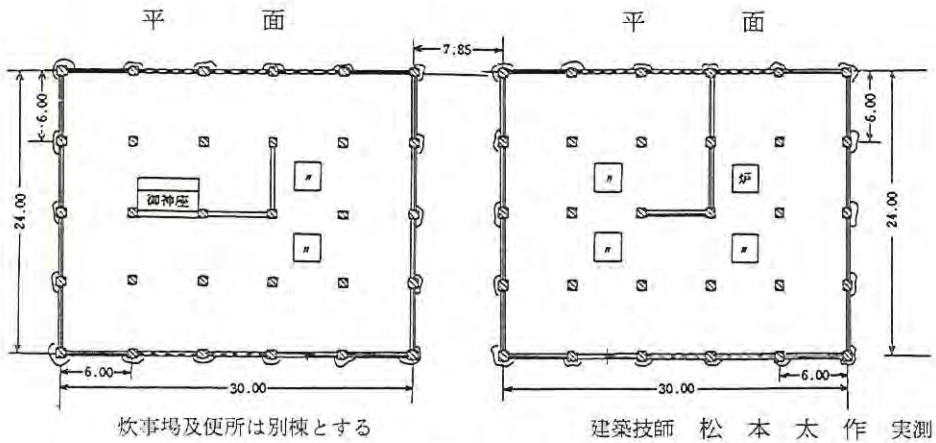
「室堂」は、先述の如く、「堂」としての機能、即ち宮、或いは寺としての機能を有していたことは論を待たない。大塚敬業の記した「登立山記」に「上置佛軀、有僧護之」、立山奥山廻り齋木有度の享保20年(1735)の「越中・越後・信濃・飛驒御境目山、且又御領国御山并谷川名目山名山成り川成絵図、先年御尋一卷書上申覚書帳」に「一、室堂、但、玉殿三社ノ宮也」²³⁾、立山奥山廻り桐沢九郎兵衛が享和3年(1803)に記した「上奥山相廻り申覚帳」に「一、拾二文、室堂賽銭」²⁴⁾などと記され、さらに、貞享3年(1686)3月の「奉納一軸寫」に「且於室堂鋪筵点燈、施其費用永及無窮」と記し、法燈を守るべく多くの燈明料が寄付されたのである。

かように「室堂」は明らかに宗教施設であった。またこの「室堂」では毎年6月1日より8月1日までの間に護摩祈禱が行われた修法の場でもあった。

具体的には前掲の「奉納越之中州立山絶頂寶蔵一軸」に挙げられた奉納品によって知ることができる。それによると、貞享3年4月8日付の岩嶽寺24坊の請書に、「室堂燈

明并叢物等、無油断可動之事」とあり、燈明料や抹香料等の現銀の外錫杖、御供器櫃共、佛前幕、磬子などの仏具、そして弘法大師尊像、不動明王六十六部供養、十六羅漢・十王石像、常夜燈一対等が奉納安置され、投宿者の礼拝の対象となった。

建築上からみると、南北両室ともに第1図のように、一棟で7寸五分柱が一間間隔で30本の柱が配されている。冬季間の積雪が5 mと屋根かかる荷重は相当なものであるが、これほどの柱の数と太さは必ずしも必要とは考えられない。とすれば何らかの宗教的な意図が働いたと見てよい。昭和45年富山県教育委員会の調査による『立山文化遺跡調査報告書』によると、室の中間に「御神座」と記された空間があり、神棚が設けられていたということであり、恐らくは江戸時代にはこの空間に、奉納された弘法大師尊像、不動明王などの仏像が安置され、礼拝の場となったであろう。



第1図 室堂の平面プラン実測図

ここで奉納帳に記載された奉納品の中から、室堂が宗教施設であることをうかがわせる仏具などの奉納品について列挙しておくこととする。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 一 銀七拾五匁 室堂燈明料 | 田上屋 久兵衛 |
| | 越前屋 豊右衛門 |
| | 田中屋 善右衛門 |
| 一 金子老両 室堂抹香料 | 金沢八坂 安楽寺 |
| 一 弘法大師尊像 室堂ニ安置 | 江戸牛込 南蔵院 |
| 一 錫杖 室堂寄進 | 京黒谷 誓 求 |
| 一 不動明王六十六部供養 室堂江安置 | 伊豆国田方郡安久村 杉沢弥左衛門 |

- 一 金壹兩壹歩 室堂燈明料 加州大乘寺 卍山和尚
- 一 室堂ニ庚午年灯明 金沢安楽寺ノ道心 □ 入
- 一 銀七拾五匁 室堂燈明料 越前屋 豊右衛門
- 一 銀百目 室堂燈明料 金沢 如来寺 弁 啓
- 一 室堂仏前幕 尾州知多郡
- 一 室堂拾六羅漢 十王石仏
- 一 室堂磐子老ッ 礪波郡東中村 利 助
- 一 石灯籠一對 天正寺村 金山重次郎
- 一 同常夜燈一對 礪波郡戸出村 竹村屋茂兵衛

但し油料年に三貫文宛

ところで「室堂」は峯本社と並んで、加賀藩にとって重要な施設であったため、その再興や修繕などの作事に関しては藩自らの手で行われた。

即ち、立山権現末社40社については、「勅化」「勅進」「出開帳」等より浄財を募って建設・修理を行う、いわゆる「自普請」であるのに対して、「室堂」は、「峯本社」と同様に、「殿様大切御修復之室堂」²⁵⁾であり、その格は峯本社に次ぐものであったと考えられる。峯本社は、当然のことながら加賀藩の直営による修復、遷宮が行われ、「室堂」についても、宝暦2年の棟札²⁶⁾の他、次の資料が示すように「室堂」の再興・修理費は藩費によって賄われたことが伺える。

ア. 覚

- 一. 五拾壹匁五分 保銀

右越中立山室堂御修復、一作引請代銀請取申處、如件、
嘉永五年七月

立山別当

岩嶽寺印

中西惣右衛門殿

27)

- イ. 一. 立山大権現室堂、去ル卯年 (安政2年) 修理之段奉願上置候所、即御作事所御手合より、御見分之上、御図り御座候 (下略)

安政四年巳十二月廿一日 上

立山別当岩嶽寺

衆徒中

寺社

御奉行所

28)

4 室堂を利用する立山登拝の人々

さて、立山に登拝する人々については立山登拝を行った文人の紀行文によって分類できるが、その登拝のようすは次のとおりである。

①修行者、即ち廻国聖や木喰・優婆塞などの宗教者

- ・延宝8年(1680)ころ、加賀藩曹洞宗大乘寺住持円山道白、立山に登拝し、室堂の永代灯料明として金子老料を奉納する²⁹⁾。
- ・「室につく、遠き国々より来にけりと見えて、垢離とり、關伽むすびつつ、優婆塞の白きそうぞくして、白ゆふにかしらをつつみ、鈴など鳴らして打まじりたるが、いと清げなり」³⁰⁾。

②修験者、

- ・峯入行者の笈摺貝すりの岐路にゆよしては法螺観文をずして煩惱の世夢を破り、修験三身の行跡まのあたり見るもいみじきや」³¹⁾。

③立山禅定人(一般人の宗教的登山者——登拝者)

- ・「室堂ニ而禅定人止宿ニ付、敷筵ノ義ハ施主人も有之候」³²⁾
- ・「立山禅定の旅人皆此所にて蠟燭を切らせり」³³⁾。
- ・「寛政九年七月十八日、室堂に宿す、此時連は善右衛門・武兵衛・田辺玄泰新町・九郎左衛門・我(和泉矢喜兵衛——福光町の無組御扶持人十村石崎家の一族、福光町の肝煎を勤める)とともに五人、外に家来二人也」³⁴⁾

④奥山廻役の拠点

奥山廻役とは、加賀藩が奥黒部の国境警備のために任じた十村役の一つである。奥山廻役の巡回は承応2年(1653)ころから行われるようになったという。黒部奥山は後立山を境界に上奥山・下奥山に分けられ、それぞれ隔年ごとに巡回するのが原則だった。次に「黒部奥山廻日記」によって「室堂」がどのように位置づけられているのか見ることとする。

- ・天和2年 あしくら村 五左衛門・内山村 三郎左衛門・よしの村 喜右衛門

[上奥山廻日記]

八月七日夕 くは谷ニ泊ル

八日夕 もろう堂ニ泊リ

九日夕 同所ニ泊リ

十日夕 御前谷ニ泊リ

(「室堂」に2泊)

³⁵⁾

・元禄5年 新川郡内山村三郎左衛門・泊町彦九郎

[上奥山廻日記]

元禄5年 七月七日 同廿八日千垣村発出、ざいもく坂之上たんか原ニ泊り、同廿九日もろ堂迄泊り、同所ニ七月朔日ニ逗留仕申候、……………
同六日ニ川向信州境目迄罷越、其夕右ノこ屋へ帰り申候、即七日ニ立山もろ堂迄参泊り、同八日ニ千垣村平三郎迄罷越泊り申候。

(「室堂」に3泊) 36)

・宝永7年 内山村平三郎

[上奥山廻日記]

- 一、七月十八日晚 東岩瀬泊り
- 一、同 十九日ノ晩 千垣村
- 一、同 廿日ノ晩 平岩
- 一、同廿一日ノ晩 室堂
- 一、同廿二日ノ晩 御前谷

37)

・文化7年 桐沢半六

[上奥山廻日記]

- 一、(七月)廿四日 未中刻室堂着 東西南北白雪漫々
山番 惣持坊 常住坊 蔵生坊 炊 一蔵
室堂前石灯笼ニ而 立山卯辰中 浄土山巳午中
別山丑 頂池 清水 硯ヶ池 白雪漫々 早月谷亥
- 一、室堂 廿五日辰上刻出立 曇天

38)

・文久3年

[上奥山廻日記]

七月朔日、晴天、早曉桑谷出立夫より弥陀原原野へ相進、追分与申処ニ而、如先例弁当いたし、一ノ谷岩屋等参詣いたし、室堂へ着いたし、坊衆見舞、前々之通神酒貳徳利相恵、同日七ツ頃地獄谷見物いたし、罷帰、尤室堂江相詰候人々ハ六角・恵明殿・坐一坊也、尤賛候神酒其夜、杣子共頭江も拝味為致、至而上酒也就而神酒として、先年ハ三匁宛指遣候得共、人少登山いたし候事故、勝岡氏示談之上、貳匁指遣ス、杣共立山江参詣

39)

・安政3年

[下奥山廻日記]

- 一、当十四日千垣村止宿、同拾六日比室堂泊、同廿八、九日比有峯村致止宿

候条、御横目方并私共止宿之義、前々之通不指支様御申渡候様致度候
右之趣夫々御申渡、早々御順達可被成候、以上
辰六月

佐野房之助
上市村 五平太
島尻村 刑部

太田組 嶋組 高野組
中加積組 東加積組

401

5 明治以降の「室堂」

5.1 「室堂」の払い下げ

江戸時代を通して、「室堂」は岩嶽寺衆徒24坊で管理してきたが、明治元年12月、室堂の修理も補強も幕末のゴタゴタの中で延び延びになっている間に、時世は大きく変転し王政復古の大変革となり、立山も神仏分離が断行され、岩嶽寺・芦嶽寺衆徒は服飾して雄山神社の神官となったのである。明治6年（1873）8月に神官等の生計維持の為に、立山室所（明治2年に室堂が室所に改められる）と付属する一切のものが無償で衆徒に貸与され、その後の明治9年1月、官命によって払下げとなり立山神官の手に移り、その保全を任されたのである。それ故、彼らは生活費や修繕費の捻出のために山銭や室堂宿銭、初穂銭を登山者から徴収してきた。さて室堂の払い下げについては、土地の分は、字立山、四畝三步を「官有地ノ内室所等敷地拝借願」として借受の願書を、佐伯志津摩、同左内の二名が代表となって出願し、建物の方は「立山室堂所建物御拂下願」として同様に両人が出願した。払い下げ価格は南室所は明和8年の建立として代価12円で、北室所は享保11年の建立で代価7円となっていて、古い方の北室が南室の半額余りとなっていた。この請願の外に道路修繕費として参詣者から道銭1名につき5厘宛の徴収が認められた⁴¹⁾。

5.2 「室堂」の修繕と改築

室堂の管理については、明治の初年及び中頃の実態は残念ながら管見資料の不足から掴むことが出来ないが、明治32年以降昭和54年までの管理の実態については、芦嶽寺の一山会の記録「年中決議雑簿」（明治32年）・「年中議事録」（大正4年）・「一山記録」（自昭和6年度～至昭和54年度）によりかなり詳細に知ることができる。

明治の中頃になると、全国的に登山ブームがおこり、立山でも例外ではなかった。大

正にはいると、大井怜光の記述にもみられるように女性の登山もみられ、宿泊施設としての室堂のニーズが増大し、修繕はもちろん改築あるいは別館の新築も行われてきた。

次にこれらの記録により室堂の修繕及び改築等に関する様子を見ることにしたい。なおこれらの修繕や増改築は、警察、営林署、県当局の許可を得て進められてきた。

まず明治45年6月、屋根の葺替え、大便所の建築が芦峯寺・岩峯寺の協議がなされた⁴²⁾。大正2年には屋根の葺替えが完了している⁴³⁾。大正10年の芦峯寺一山会の役員会で、「室堂修繕費ハ惣額ノ半額ヲ社務所側ヨリ支出負担スル旨、氏子惣代承諾ノ通知アリ」⁴⁴⁾と報告され、室堂修繕費は社務所側即ち雄山神社側からの半額負担とされていたことがわかる。大正12年9月1日の関東大震災により室堂が大破したため、役員会で緊急修繕を決めている。修繕費は約500円程度の予算とした⁴⁵⁾。また大正13年7月には予算300円程で修繕を行っている⁴⁶⁾。同年9月、下室即ち北室の屋根をトタン葺きとした⁴⁷⁾。なお9月の総会で室堂のバラック式増築ノ件が検討された。増築の内容は事務所あるいは炊事場とするか委員に一任された⁴⁸⁾。昭和3年に県の補助を受けて炊事場煙突が新設された⁴⁹⁾。このように室堂の設備改善については一山会の総会において「漸次改善ノ主旨」であることが確認された⁵⁰⁾。昭和4年には宿泊者の増大に対応して室堂付近に別館新築の件を役員会で提案された。建設費については2か年度で支出し、昭和4年度は、岩峯寺・芦峯寺で千円を積み立てることとした。また積立金とは別に森林組合から1500円を借用している⁵¹⁾。この別館新築にあたっては、昭和4年度から役員会で論議し、昭和9年には完成している⁵²⁾。内部改造に際しては、①建築委員の設計によること、②「右ニ要スル必要材ハ、炊事場ノ廢材ヲ出来得ル限り使用シ、尚不足ノ材料ハ麓ニ於テ調達スルコト」とされた。③大工常雇は1日2円30銭程度で交渉すること。などが決められた⁵³⁾。一方もう一棟の室の新築と平行して、室堂の修繕や内部改造も進められてきた。次にその模様を列挙しておくこととする。

昭和5年、

- ・室堂元社務所天井4坪を張る⁵⁴⁾。
- ・北室屋根をトタン板で修理する⁵⁵⁾。
- ・室堂中央の2階の天井五～六坪を六分板で張る⁵⁶⁾。

昭和6年、

- ・室堂入口玄関を造り、内部廊下を板張りとし、倉庫の石室に屋根を作る⁵⁷⁾。

昭和7年、

- ・室堂に乾燥室を設ける⁵⁸⁾。

昭和8年、

- ・室堂に浴室を建築する⁵⁹⁾。

昭和9年、

- ・室堂新館（別館）の階上に特等室を設ける⁶⁰⁾。
- ・室堂新館（別館）の屋根をトタン25枚で修繕する⁶¹⁾。

昭和11年、

- ・室堂緊急修繕の箇所を調査を依頼する⁶²⁾。

昭和13年、

- ・室堂北室の前側全部腰板、天井板を張る⁶³⁾。

昭和14年、

- ・浴室を移転する⁶⁴⁾。
- ・外便所3か所を2か所に縮小する⁶⁵⁾。

昭和15年、

- ・雪害箇所の修繕を行う⁶⁶⁾。
- ・室内便所改築を行う⁶⁷⁾。

昭和17年、

- ・2間に5間半尺、2階建の共同炊事場を増築する⁶⁸⁾。

こうした室堂の増改築・修繕は、総会及び芦峯寺・岩峯寺が会合し十分に研究熟議の上行われてきたのである。

5.3 「室堂」と社務所

室堂は「堂」であり、ここに宿泊する登山者は即「禅定者」であった。江戸時代、室堂は岩峯寺の衆徒が滞在して、登山者を管理した。明治の神仏分離令によって、衆徒即ち僧が還俗して神職となり、岩峯寺・芦峯寺の神職が交代で室堂に詰めた。室堂は峯本社に対する社務所となった。その社務所の修繕工事のことが大正10年の記録に出てくる。6月30日「室堂内社務所修繕工事ノ件、氏子総代へ交渉スル事」⁶⁹⁾、7月4日「社務所修繕一件」とあって「協議の結果ハ未定ノ俣ニテ散会」⁷⁰⁾、7月6日「社務所修繕ノ一件、交渉不調」⁷¹⁾、7月8日「社務所修繕ノ一件ハ氏子総代ト協議シテ、室堂改良工事費全額ノ4割以上補助セシムル事ニシテ解決ス」⁷²⁾、更に岩峯寺へ行って協議し、11日県庁へ行き協議を重ねた、12日岩峯寺へ戻り、社務所合同で協議報告し、7月16日「室堂修繕費ハ総額ノ半分ヲ社務所側ヨリ支出負担スル旨、氏子総代承諾ノ通知、尚宣氏ヨリ申出アリ」⁷³⁾と社務所修繕はかなり難航した。

しかし、昭和3年になると、立山頂上五ノ越に社務所が建設され⁷⁴⁾、社務所と室堂とは分離した。それまでは、頂上は人間の寝泊まりを許さぬ神聖な場所であった。その意

味では、頂上社務所の建設は立山信仰史上重大問題であった。しかしこれに関しての記録は管見出来ない。昭和5年1月26日の記録に「室堂ノ元社務所ヲ一山ニ於テ使用シ、之ガ報償トシテ年額30円ヲ社納トスルコト」⁷⁰⁾とあって、「元社務所」の文言を使用し、すでに室堂と社務所とが別個のものとなっていたことを言外に語っているが、いつ、どのような経緯で社務所が分離したかについては不明である。

註

- 1) 『加賀藩資料』第二編 427 p.
- 2) 「岩嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』158 p.)
- 3) 『富山県史』資料編 中世
- 4) 『室堂発掘調査報告書』立山町教育委員会
- 5) 「越中国立山大権現諸参詣之室堂再興棟札」(『越中立山古文書』231 p.)
- 6) 明治9年「立山室所建物御拂下願」(『越中立山古文書』145)
- 7) 「越中国立山大権現諸参詣之室堂再興棟札」(『越中立山古文書』231 p.)
- 8) 明治9年「立山室所建物御拂下願」(『越中立山古文書』1451 p.)
- 9) 加越能文庫所収 金沢市立図書館蔵
- 10) 「岩嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』298 p.)
- 11) 「岩嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』299 p.)
- 12) 「岩嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』299 p.)
- 13) 「岩嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』300 p.)
- 14) 「芦嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』121 p.)
- 15) 「芦嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』142 p.)
- 16) 明治9年「立山室所建物御拂下願」(『越中立山古文書』1451 p.)
- 17) 加越能文庫所収 金沢市立図書館蔵
- 18) 『室堂発掘調査報告書』立山町教育委員会
- 19) 「天保4年、岩嶺寺諸国出開帳仕并配札等以後御差留嘆願仕一件往復帳」(『越中立古記録』(I) 桂書房 185 p.)
- 20) 『立山の記』(『越中の紀行文』桂書房 所収)
- 21) 『日本行脚文集』(『越中の紀行文』桂書房 所収)
- 22) 「岩嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』210 p.)

- 23) 『黒部奥山廻記録』越中資料集成12 桂書房 所収 166 p.
- 24) 『黒部奥山廻記録』越中資料集成12 桂書房 所収 309 p.
- 25) 「天保13年 當山口要御用留」(『越中立山古記録』(Ⅱ)134 p.)
- 26) 「越中国立山大権現諸参詣之室堂再興棟札」(『越中立山古文書』231 p.)
- 27) 「岩嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』298 p.)
- 28) 「岩嶺寺文書」3 (『越中立山古文書』299 p.)
- 29) 「奉納越之中州立山絶頂寶藏一軸」(『越中立山古文書』210 p.)
- 30) 「立山紀行」(『越中の紀行文』桂書房 所収)
- 31) 「日本行脚文集」(『越中の紀行文』桂書房 所収)
- 32) 「天保4年、岩嶺寺諸国出開帳仕并配札等以後御差留嘆願仕一件往復帳」(『越中古記録』(Ⅰ)桂書房 192 p.)
- 33) 「天保4年、岩嶺寺諸国出開帳仕并配札等以後御差留嘆願仕一件往復帳」(『越中古記録』(Ⅰ)桂書房 192 p.)
- 34) 「立山禅定」(『越中の紀行文』桂書房 所収)
- 35) 『黒部奥山廻記録』越中資料集成12 桂書房 所収 295 p.
- 36) 『黒部奥山廻記録』越中資料集成12 桂書房 所収 299 p.
- 37) 『黒部奥山廻記録』越中資料集成12 桂書房 所収 301 p.
- 38) 『黒部奥山廻記録』越中資料集成12 桂書房 所収 322 p.
- 39) 『黒部奥山廻記録』越中資料集成12 桂書房 所収 358 p.
- 40) 『黒部奥山廻記録』越中資料集成12 桂書房 所収 391 p.
- 41) 明治9年「立山室所建物御拂下願」(『越中立山古文書』1451 p.)
- 42) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 119 p.)
- 43) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 120 p.)
- 44) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 147 p.)
- 45) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 154 p.)
- 46) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 157 p.)
- 47) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 159 p.)
- 48) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 159 p.)
- 49) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 175 p.)
- 50) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 176 p.)
- 51) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』Ⅳ 179 p.・180 p.)
- 52) 「一山記録」(『越中立山古記録』Ⅳ 217 p.・209 p.)

- 53) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 184 p.・185 p.)
- 54) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 186 p.)
- 55) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 186 p.)
- 56) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 188 p.)
- 57) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 196 p.)
- 58) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 202 p.)
- 59) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 205 p.)
- 60) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 215 p.)
- 61) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 217 p.)
- 62) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 226 p.)
- 63) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 235 p.)
- 64) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 239 p.・239 p.)
- 65) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 238 p.)
- 66) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 244 p.)
- 67) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 247 p.)
- 68) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 242 p.)
- 69) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』IV 146 p.)
- 70) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』IV 146 p.)
- 71) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』IV 146 p.)
- 72) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』IV 147 p.)
- 73) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』IV 147 p.)
- 74) 「一山記録」(『越中立山古記録』IV 300 p.)
- 75) 「一山社 年中議事録」(『越中立山古記録』IV 184 p.)